

宇都宮市就学援助事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宇都宮市就学援助費交付規則（昭和54年教育委員会規則第6号。以下「規則」という。）第12条の規定に基づき、就学援助の事務処理に関し必要な事項を定めるものとする。

(要保護者の認定)

第2条 規則第2条第1号の要保護者（以下「要保護者」という。）は、現に生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項の扶助を受けている者とする。

2 要保護者の認定に当たっては、資料収集、調査等を行うとともに、必要に応じて関係機関と調整し、事実認定を証する資料を併せて添付するものとする。

(準要保護者の認定)

第3条 規則第2条第2号の準要保護者（以下「準要保護者」という。）は、次の各号のいずれかに該当し、教育委員会が援助を必要と認める者とする。

(1) 当該年度において、次のアからケまでのいずれかの措置を受けた者

ア 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止

イ 地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項に基づく市町村民税の非課税

ウ 地方税法第323条に基づく市町村民税の減免

エ 地方税法第72条の62に基づく個人の事業税の減免

オ 地方税法第367条に基づく固定資産税の減免

カ 地方税法第703条の5に基づく国民健康保険税の減額又は国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第77条に基づく保険料の減免若しくは徴収の猶予

キ 国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条及び第90条に基づく国民年金保険料の免除

ク 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条に基づく児童扶養手当の支給

ケ 生活福祉資金貸付制度による貸付け

(2) 前号に掲げる者以外の者で、次のアからカまでのいずれかに該当する者

ア 公共職業安定所登録日雇労働者

イ 職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者

ウ 災害、事故等により、PTA会費、学級費その他の学校納付金の減免を受けている者

エ 学校納付金の納付状態が悪い者、児童若しくは生徒の被服等の状態が悪い者又は児童若しくは生徒が学用品、通学用品等に不自由している者で、生活状態が極めて悪いと認められる者

オ 世帯員の失業、失踪、離婚、傷病若しくは死亡又は災害等により急激に生活状態が悪化したため、学用品費等の負担が困難と認められる者

カ 世帯全員の前年中の所得が生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）の1.3倍未満の者

2 準要保護者の認定に当たっては、資料収集、調査等を行うとともに、必要に応じて関係機関と調整し、事実認定を証する資料を併せて添付するものとする。

（援助費の内容等）

第4条 規則第3条の就学援助費（以下「援助費」という。）の内容は、次のとおりとする。

(1) 学用品費 児童又は生徒の所持に係る物品で、各教科及び特別活動の学習に通常必要とする学用品（実験、実習材料を含む。）の購入費

(2) 通学用品費 小学校又は中学校の第2学年以上の学年に在学する児童又は生徒が通常必要とする通学用品（通学用靴、雨靴、雨がさ、帽子等）の購入費

(3) 校外活動費（宿泊を伴わないもの） 児童又は生徒が校外活動（学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動（修学旅行を除く。）をいう。以下同じ。）に参加するため直接必要な交通費、見学科等。ただし、学校行事として行う芸術鑑賞は、学校内で行われる場合にも対象とする。

(4) 校外活動費（宿泊を伴うもの） 児童又は生徒が校外活動に

参加するため直接必要な交通費，宿泊費，見学科等

- (5) 体育実技用具費 小学校又は中学校の体育（保健体育）の授業の実施に必要な体育実技用具（柔道にあっては柔道着，剣道にあっては防具一式（面，胴，甲手，垂れ），剣道衣，竹刀及び防具袋（以下「防具一式等」という。），スキーにあってはスキー板，スキー靴，ストック及び金具（以下「スキー板等」という。），スケートにあってはスケート靴をいう。）で，当該授業を受ける児童又は生徒が個々に用意することとされているもののうち，小学校にあっては第1学年から第3学年まで及び第4学年から第6学年までのそれぞれの期間ごとに1つのスキー板等，スケート靴のうちいずれか1つの用具についての購入費，中学校にあっては柔道着，防具一式等，スキー板等のうちいずれか1つの用具についての購入費
- (6) 新入学児童生徒学用品費等 小学校又は中学校の新入学児童又は生徒が通常必要とする学用品及び通学用品（ランドセル，カバン，通学用服，通学用靴，雨靴，雨がさ，帽子等）の購入費
- (7) 入学準備金 小学校又は中学校の新入学児童又は生徒が通常必要とする学用品及び通学用品（ランドセル，カバン，通学用服，通学用靴，雨靴，雨がさ，帽子等）の購入費
- (8) 修学旅行費 児童又は生徒が修学旅行に参加するため直接必要な交通費，宿泊費，見学科及び均一に負担すべきこととなるその他の経費
- (9) 通学費 児童又は生徒が最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の交通費（宇都宮市立小中学校の通学区域に関する規則（昭和58年教育委員会規則第7号）第3条に規定する通学区域内の学校に通学し，片道の通学距離が児童にあっては4 Km以上，生徒にあっては6 Km以上の者について，その者が通学に利用する交通機関の旅客運賃とする。ただし，宇都宮市立小中学校の特別支援学級に通学する児童又は生徒及び小学校又は中学校に就学する学校教育法施行令第22条の3に規定する程度の障害に該当する児童又は生徒については，通学区域及び通学距離を問わないものとする。）

- (10) 学校給食費 学校給食法（昭和29年法律第160号）第1条第2項に規定する保護者が支払う学校給食費
 - (11) 医療費 児童又は生徒が学校保健安全法施行令（昭和33年政令第174号）第8条に規定する疾病にかかり、学校において治療の指示を受けたときに、当該児童又は生徒の保護者で学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第24条に該当する者が支払うこととなる、その疾病の治療のための医療に要した費用
 - (12) 児童会費・生徒会費 小学校又は中学校の生徒会費等（児童会費、学級費、クラス会費を含む。）として一律に負担すべきこととなる経費
 - (13) P T A 会費 小学校又は中学校において、学校・学級・地域等を単位とする P T A 活動に要する費用として一律に負担すべきこととなる経費
 - (14) クラブ活動費 中学校の課外の部活動の実施に必要な用具等で、生徒全員が個々に用意することとされているものについて、その購入費及び当該活動を行う生徒全員が一律に負担すべきこととなる経費
- 2 前項第3号及び第4号の校外活動費の交付は、学年を通じて1回に限る。
 - 3 第1項第8号の修学旅行費の交付は、小学校又は中学校を通じてそれぞれ1回に限る。
 - 4 第1項第6号の新入学児童生徒学用品費等の交付は、前年度に第1項第7号の入学準備金の交付を受けている者について差額が生じる場合には交付額を調整する。
（交付額の算定）
- 第5条 交付額の算定については、毎年度、国が定める援助費等に係る基準に準拠し教育委員会が算定する。ただし、学校給食費及び医療費については、実費精算額として別途算定するものとする。
（交付の時期）
- 第6条 教育委員会から学校への交付の時期は、年3回（7月、12月及び3月）、翌年度に小学校入学を予定している者の保護者への交付の時期は、年1回（3月）とする。

(交付の取消し手続)

第 7 条 援助費の交付を受けている者が，経済状況の好転等により援助費の交付を受ける必要がなくなったときは，学校長に就学援助費辞退届を提出するものとする。

(申請書等の様式)

第 8 条 規則第 11 条に規定する申請書等の種類は，次の表の左欄に掲げるとおりとし，その様式は，同表の当該右欄に定めるところによる。

申請書等	別記様式
就学援助費受給申請書	様式第 1 号
就学援助費認定通知書	様式第 2 号
就学援助費所得不明通知書	様式第 3 号
就学援助費却下通知書	様式第 4 号
異動届	様式第 5 号
就学援助費辞退届	様式第 6 号

附 則

(適用日)

1 この要綱は，平成 21 年 6 月 23 日から適用する。

(経過措置)

2 当分の間，第 3 条第 2 号中の「生活保護法による保護の基準（昭和 38 年厚生省告示第 158 号）」とあるのは，「生活保護法による保護基準の一部を改正する基準（平成 25 年 5 月 16 日厚生労働省告示第 174 号）」による改正前の生活保護法による保護の基準」とする。

附 則

この要綱は，平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は，平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は，平成 27 年 4 月 9 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年2月3日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年9月26日から適用する。